

デジタル庁
○ 令第十三号
総務省

特別児童扶養手当等の支給に関する法律施行令の一部を改正する政令（令和五年政令第三百十七号）の施行に伴い、並びに行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成二十五年法律第二十七号）別表並びに行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律施行令（平成二十六年政令第五百五十五号）第三条第二項及び第十二条第一項の規定に基づき、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律施行規則及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表の主務省令で定める事務を定める命令の一部を改正する命令を次のように定める。

令和六年七月一日

内閣総理大臣 岸田 文雄

総務大臣 松本 剛明

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律施行規則及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表の主務省令で定める事務を定める命令の一部を改正する命令

（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律施行規則の一部改正）

第一条 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律施行規則（平成二十六年内閣府・総務省令第三号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

(住民票の写し等の提示を受けることが困難であると認められる場合等の本人確認の措置)
第二条 略

〔2 略〕

3 個人番号利用事務等実施者は、令第十二条第一項第二号又は前条第二項に掲げる書類の提示を受けることが困難であると認められる場合には、これに代えて、次に掲げる書類のうち二以上の書類(個人番号の提供を行う者の個人識別事項(国外転出者にあつては、氏名及び出生の年月日。以下同じ。))の記載があるものに限る。)の提示を受けなければならない。

- 一 国民健康保険、健康保険、船員保険、後期高齢者医療若しくは介護保険の被保険者証、健康保険日雇特例被保険者手帳、国家公務員共済組合若しくは地方公務員共済組合の組合員証、私立学校教職員共済制度の加入者証又は児童扶養手当証書

〔一 略〕

〔4 5 6 略〕

(個人番号指定請求書の提出を受ける場合の本人確認の措置)

第十二条 令第三条第二項において準用する法第十六条の規定による個人番号指定請求書(令第三条第一項に規定する個人番号指定請求書をいう。以下同じ。)の提出を受ける市町村長が行う本人確認の措置については、第一条、第二条第一項(第一号から第三号まで、第五号及び第六号を除く。)及び第三項(第二号を除く。)、第三条(第二号口を除く。)並びに第十七条第一項の規定を準用する。この場合において、第一条第一号中「特別永住者証明書」とあるのは「特別永住者証明書のうち個人番号指定請求書(令第三条第一項に規定する個人番号指定請求書をいう。以下同じ。))の提出を受ける市町村長(特別区の区長を含む。以下同じ。))が適当と認めるもの」と、同条第二号中「個人番号利用事務実施者」とあるのは「個人番号指定請求書の提出を受ける市町村長」と、第二条第三項中「二以上」とあるのは「二以上(当該書類の提示を受けるとともに当該書類の提示を行う者又はその者と同一の世帯に属する者に係る住民票の記載事項について申告を受けることその他の個人番号指定請求書の提出を受ける市町村長が適当と認める措置をとることにより当該書類の提示を行う者が当該書類に記載された個人識別事項により識別される特定の個人と同一の者であることを確認することができる場合には、一以上)」と、同項第一号中「児童扶養手当証書」とあるのは「児童扶養手当証書のうち個人番号指定請求書の提出を受ける市町村長が適当と認める書類」と、同項第二号中「個人番号利用事務実施者が」とあるのは「個人番号指定請求書の提出を受ける市町村長」と、第三条第二号イ中「前条第一項第一号から第五号まで(国外転出者にあつては、第一条の二第一号から第四号まで)」に掲げるいづれかの」とあるのは「第十二条第一項において準用する前条第一項第四号に掲げる」と、同号ニ中「個人番号利用事務実施者」とあるのは「個人番号指定請求書の提出を受ける市町村長」と読み替えるものとする。

〔2 3 4 略〕

(住民票の写し等の提示を受けることが困難であると認められる場合等の本人確認の措置)
第二条 同上

〔2 同上〕

3 個人番号利用事務等実施者は、令第十二条第一項第二号又は前条第二項に掲げる書類の提示を受けることが困難であると認められる場合には、これに代えて、次に掲げる書類のうち二以上の書類(個人番号の提供を行う者の個人識別事項(国外転出者にあつては、氏名及び出生の年月日。以下同じ。))の記載があるものに限る。)の提示を受けなければならない。

- 一 国民健康保険、健康保険、船員保険、後期高齢者医療若しくは介護保険の被保険者証、健康保険日雇特例被保険者手帳、国家公務員共済組合若しくは地方公務員共済組合の組合員証、私立学校教職員共済制度の加入者証、児童扶養手当証書又は特別児童扶養手当証書

〔一 同上〕

〔4 5 6 同上〕

(個人番号指定請求書の提出を受ける場合の本人確認の措置)

第十二条 令第三条第二項において準用する法第十六条の規定による個人番号指定請求書(令第三条第一項に規定する個人番号指定請求書をいう。以下同じ。)の提出を受ける市町村長が行う本人確認の措置については、第一条、第二条第一項(第一号から第三号まで、第五号及び第六号を除く。)及び第三項(第二号を除く。)、第三条(第二号口を除く。)並びに第十七条第一項の規定を準用する。この場合において、第一条第一号中「特別永住者証明書」とあるのは「特別永住者証明書のうち個人番号指定請求書(令第三条第一項に規定する個人番号指定請求書をいう。以下同じ。))の提出を受ける市町村長(特別区の区長を含む。以下同じ。))が適当と認めるもの」と、同条第二号中「個人番号利用事務実施者」とあるのは「個人番号指定請求書の提出を受ける市町村長」と、第二条第三項中「二以上」とあるのは「二以上(当該書類の提示を受けるとともに当該書類の提示を行う者又はその者と同一の世帯に属する者に係る住民票の記載事項について申告を受けることその他の個人番号指定請求書の提出を受ける市町村長が適当と認める措置をとることにより当該書類の提示を行う者が当該書類に記載された個人識別事項により識別される特定の個人と同一の者であることを確認することができる場合には、一以上)」と、同項第一号中「特別児童扶養手当証書」とあるのは「特別児童扶養手当証書のうち個人番号指定請求書の提出を受ける市町村長が適当と認める書類」と、同項第二号中「個人番号利用事務実施者が」とあるのは「個人番号指定請求書の提出を受ける市町村長」と、第三条第二号イ中「前条第一項第一号から第五号まで(国外転出者にあつては、第一条の二第一号から第四号まで)」に掲げるいづれかの」とあるのは「第十二条第一項において準用する前条第一項第四号に掲げる」と、同号ニ中「個人番号利用事務実施者」とあるのは「個人番号指定請求書の提出を受ける市町村長」と読み替えるものとする。

〔2 3 4 同上〕

備考 表中の「」の記載は注記である。

（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表の主務省令で定める事務を定める命令の一部改正）

第二条 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表の主務省令で定める事務を定める命令（平成二十六年内閣府・総務省令第五号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分とこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のようにより改める。

改正後	改正前
<p>第三十七条 法別表六十六の項の主務省令で定める事務は、次のとおりとする。</p> <p>〔一 略〕</p> <p>二 特別児童扶養手当等の支給に関する法律による特別児童扶養手当受給証明書に関する事務</p> <p>〔三〕八 略</p>	<p>第三十七条 法別表六十六の項の主務省令で定める事務は、次のとおりとする。</p> <p>〔一 同上〕</p> <p>二 特別児童扶養手当等の支給に関する法律による特別児童扶養手当証書に関する事務</p> <p>〔三〕八 同上</p>
<p>備考 表中の「」の記載は注記である。</p>	

附 則

この命令は、特別児童扶養手当等の支給に関する法律施行令の一部を改正する政令の施行の日から施行する。